

健康保険法等の一部を改正する法律の施行事務に関するQ & A 2

* 改正政省令の公布・施行前における当該Q & Aに基づく準備行為（例えば、被保険者証及び高齢受給者証等各種様式の交付など）を行うことについては、差しつかえないものである。

○退職者医療制度の経過措置関係

Q 1 退職者医療制度の経過措置について、平成26年度で完全に退職被保険者等がなくなり、平成27年度からはすべて一般被保険者となるのか。それとも、平成27年3月までに65歳に到達していない退職被保険者については、平成27年4月以降も、65歳に到達するまで退職被保険者として継続されるのか。

A 平成26年度中までは退職被保険者等の新規適用を行い、平成27年度以降は、退職被保険者全員が65歳到達等で前期高齢者（一般被保険者）となる（あるいは資格喪失する）まで、退職被保険者等が属する市町村においては制度を存続させることとなります。

Q 2 退職被保険者について、平成20年3月31日までに65歳の誕生日を迎える者については、平成20年4月1日に退職被保険者から一般被保険者となるが、退職被扶養者についても、同時に一般被保険者となるのか。

A お見込みのとおり。

Q 3 退職被保険者本人の適用については、国民健康保険法施行規則第4条第4項により職権での処理が可能とされているが、65歳到達による退職の資格喪失の届出及び一般被保険者の資格取得の届出を省略し、職権での処理が可能とされるような改正は予定されているのか。

A 65歳到達により、退職被保険者及びその被扶養者でなくなったことの届出及び一般被保険者の資格取得の届出については、公簿等によって65歳到達を確認することができるときは、ともに省略させることができることとする規定を設ける予定である。なお、この場合において、一般被保険者証を職権で発行することについては差し支えないものとする予定である。

○保険料（税）賦課関係

Q 4 保険者の判断により、賦課の時点から2割の減額賦課を行って差し支えないとのことだが、賦課の時点から2割の減額賦課を行った場合は、申請を求めなくてよいのか？

また、この取扱いは特別徴収になると見込まれる世帯（65歳以上75歳未満で構成される世帯）に限られるものか。

A 前段については、申請によらず賦課時点から2割軽減を適用できるようにする予定である。後段については、特別徴収世帯に限らず、普通徴収世帯も含めた全世帯を対象とする。

2割軽減の賦課時点からの適用を行うに当たっては、各市町村において、前年度所得のみに基づき2割軽減の適用の可否を判断し、すべての対象者について処理することが前提になる。

Q 5 2割軽減の賦課時点からの適用は、平成20年度の賦課より実施可能となるのか。

A お見込みのとおり、平成20年度からの実施可能となるよう改正を行う予定である。

○後期高齢者医療制度創設に伴う国保資格取得の届出関係

Q 6 被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療の被保険者となったことにより、その被扶養者が国民健康保険に異動する場合は、被保険者資格取得の届出が必要か。

A 必要と考えている。このため、平成20年4月1日以降に国民健康保険に異動する者については、各被用者保険保険者より、国民健康保険への届出を行うよう、周知徹底を行うよう要請する予定である。被用者保険からの異動の際には従来通り、被用者保険の資格喪失証明が交付されるため、これを確認の上、適正な適用を計られたい。

○各種様式の記載事項等の変更関係

Q7 平成19年5月1日付け事務連絡「健康保険法等の一部を改正する法律の施行事務に関するQ&Aについて」（以下「5/11Q&A」という。）のQ6において、75歳到達により後期高齢者医療制度の対象となる者の被保険者証の有効期限について示されているが、65歳到達により退職被保険者から一般被保険者に切り替わる者についてはどうなるのか。

A 65歳到達により退職被保険者から一般被保険者に切り替わる者に係る被保険者証の有効期限は、65歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日であるときは、その前月）の末日となる。

Q8 退職被保険者は、65歳到達により一般被保険者への切り替えが必要になるが、それにあわせて「保険者番号」が変更（頭の「67」がなくなる）となる。この場合、被保険者証等は必ず再交付としなければならないか。

例えば、『平成20年4月以降は、一般被保険者になります。』というような表示をすることにより、平成20年7月31日まで有効なものとして取り扱ってよろしいか。

A 平成20年4月1日までに65歳の誕生日を迎える者については、退職被保険者証の有効期限を平成20年3月31日までとして交付し、新たな一般被保険者証を交付することが原則である。再交付をしない方法としては、医療機関等におけるレセプトへの転記誤り等を防ぐ観点からも、被保険者証に保険者番号を並記するかたちであれば可能とする。（「みなし」規定及び「取り繕い」規定をおくことは想定していない。）

なお、被保険者の記号・番号が変更になる場合は、再交付の取扱いとされたい。

例：

●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---

（平成20年3月31日までは「67●●●●●●」）

Q9 有効期限の設定方法は、高齢受給者証や減額認定証等、他の様式についても同様と考えて取り扱ってもよいか。

A 差し支えない。

Q 1 0 これまで示されている各種様式の有効期限や記載事項の取扱いについては、国保組合においても同様と考えて取扱ってもよいか。

A 差し支えない。

Q 1 1 5 / 1 1 Q & A の Q 6 について、次回の更新期日までに 7 5 歳到達により後期高齢者となる者の被保険者証の有効期限はどのように設定すればよいか。

- ① 7 5 歳誕生日の前日
- ② 7 5 歳誕生日

A 国民健康保険の資格喪失日は 7 5 歳の誕生日の翌日となるが、被保険者証の有効期限は各保険者の判断により、①若しくは②のどちらで設定しても差し支えないが、被保険者資格重複機関に係る事後精算を少なくする観点から、なるべく①により対応されたい。

また、平成 2 0 年 3 月 3 1 日までに 7 5 歳の誕生日を迎えた者については、前記と同様の考え方より、「平成 2 0 年 3 月 3 1 日」若しくは「4 月 1 日」（後期高齢者の資格取得日）のいずれの有効期限でも可能とするが、なるべく「平成 2 0 年 3 月 3 1 日」でご対応されたい。

Q 1 2 5 / 1 1 Q & A の Q 6 の取扱いに関連し、退職被保険者の被扶養者が 2 0 年 4 月 2 日以後に 6 5 歳の誕生日を迎える場合、被保険者証の有効期限は世帯の他の者と異なる有効期限としてよろしいか。

A 差し支えない。

Q 1 3 被保険者証等を平成20年4月に切り替えをせずそのまま使用する場合には、裏面の記載について、

- ① 「被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき…」とあるのは、「被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法（平成20年4月以降は、高齢者の医療の確保に関する法律）の医療を受けることができるに至ったとき～」と表示する必要があるか。

A 平成20年4月以降、後期高齢者医療制度の資格取得については、裏面記載事項の「被保険者の資格がなくなったとき」で読み込め、また「老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき」は、該当者がいなくなるため、特に変更を加えることなく発行しても差し支えない。

Q 1 4 被保険者証等を平成20年4月に切り替えをせずそのまま使用する場合には、裏面の記載について、

- ② 「…3歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前の場合は…」とあるのは、どのように記載することで対応が可能となるのか。

A 以下の記載であれば差し支えない。なお、当該事項は医療機関等の窓口における一部負担割合の変更のため、「みなし」規定は設けず対応することとする。
「…6歳の誕生日以後の最初の3月31日（誕生日が4月1日である場合はその前日の3月31日）以前の場合（平成20年3月31日までは3歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前の場合）は…」

Q 1 5 旧様式の被保険者証（世帯証）を使用している場合における有効期限等の設定方法について、例えば、次回の更新期日までの間に75歳に到達する被保険者が世帯内にいる場合、

- ① 他の世帯員と有効期限を別にしたい場合は、被保険者証を別にもう1枚発行するという取扱いは可能か。
- ② 被保険者証は世帯1枚で、75歳到達見込みの者の氏名欄、備考欄等にその者の有効期限を記載するという処理は可能か。

また、退職被保険者の被扶養者が更新期日までの間に65歳に到達する場合はどうか。

A ①、②ともに取扱いは可能である。また、退職被保険者の被扶養者についても同様の取扱いは可能である。なお、これらの取扱いを行うに当たっては、医療機関や被保険者等への周知を徹底していただきたい。